

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0820)

第2回特定最低賃金専門部会（輸送）

令和4年10月25日 非公開

開催日時	令和4年10月25日	9時30分～10時20分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
主要議題	1 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日まで出席の委員は現時点で、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名の合計8名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をしていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。</p>
事務局	<p>おはようございます。賃金室長の木村でございます。</p> <p>それではただ今から、第2回目特定最低賃金専門部会を開催いたします。</p>

	<p>議事進行につきましては、 部会長にお願いいたします。 それでは、よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>会議次第にしたがいまして、議事に入らせていただきます。 特定最低賃金額の審議に入りますが、その前に、事務局から説明 がございますのでお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。着座にて失礼いたします。本日の議事の進行につきまして ご説明いたします。</p> <p>本製造業の特定最低賃金額が全会一致で議決された場合には、本 専門部会において、答申の手続を行っていただくこととなります。</p> <p>また、全会一致とならなかった場合には、その旨を審議会に報告 いたしまして、審議会においてご審議をいただくこととなります。</p> <p>なお、本日は、労使協議が必要になることもあろうかと存じまし て別室を用意しております。個別に協議等が必要な場合には、ご案 内申し上げますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>ただ今の説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>はい。質問等ないようですので、事務局説明のとおりといたしま す。</p> <p>では、特定最低賃金額の審議に入ります。</p> <p>本日は、2回目の会議ですので、労使それぞれから具体的な引上 げ額についてご提示いただき、そこから審議を進めて参りたいと 思います。</p> <p>全会一致でとりまとめができますよう、よろしくお願い申し上げ ます。</p> <p>では、はじめに、労働者側委員の先生から、ご意見をお願いいた します。</p> <p> 委員、お願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側 です。よろしくお願いいたします。</p> <p>今年度の地域別最賃の全国加重平均は、961円となりました。来 年度には、早期到達目標とされている1,000円に届くと見込まれ ています。また、自動車総連では、特定最賃が地域別最賃を下回ら ないように取り組むこととしております。</p>

	<p>これらを踏まえ、具体的な要求額について述べさせていただきます。</p> <p>輸送用機械器具製造業、以下輸送製造業と略します、の賃金は、935円となっております。まずは、1,000円到達を目指して、現在の935円との差額、1,000円引く935円の65円ということで、「65円」を要求いたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側委員の先生から、ご意見をお願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。使用者委員の■■■■でございます。</p> <p>私どもは、基本的には現状では最低賃金を上げるという経営環境にないという判断をしておりますが、物価上昇等もございまして、ゼロというわけにもいかないだろうということで、私どもが基本としております、賃金改定状況調査結果。令和4年賃金改定状況調査結果第4表の①②のCランクが、今年は1.6%ということでございまして、935円の1.6%、14.96円。切上げまして、「15円」を提示させていただきます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>労使双方のご意見を確認させていただきますと、労働者側委員からは引上げ額「65円」の提示がございましたが、使用者側委員からは「15円」の提示でございました。</p> <p>それぞれのお考えがあり、ご意見はごもっともでございしますが、お互いの示している額の開きが大きいです。</p> <p>労使双方のご意見を踏まえたくうえで、歩み寄ることはできないでしょうか。もう一度ご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>労働者側委員の先生、ご意見をお願いいたします。</p> <p>■■■■委員、お願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。■■■■です。</p> <p>本年度意向表明をした4業種それぞれの企業内最賃を加重平均すると、1,009円となります。これを輸送製造業の935円との差額74円に対して、2年をかけて引き上げる考えのもと、1,009円引く935円で74円となりますが、74円を2で除して37円ということで、「37円」を要求いたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員の先生からも、ご意見をお願いいたします。</p>

<p>使用者委員</p>	<p>はい。使用者委員の■■■■です。 交渉ということですので、いくつか数字を用意しておりますが、私ども少し違う数字を提示したいと思います。 先ほど、令和4年賃金改定状況調査第4表①②のCランク1.6%というお話で、「15円」提示させていただきましたけれども、今年度から第4表③というのが出ております。これが2%でございます。935円の2%、18.7円で、切り捨てて、「18円」提示させていただきたいと思っております</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。 労使双方のご意見を確認させていただきます。 労働者側委員からは、引上げ額「37円」の提示がございましたが、使用者側委員からは「18円」の提示でございました。 まだ、お互いの示している額の開きが大きいです。 もう一步踏み込んでの提案はいただけないでしょうか。 労働者側委員の先生から、ご意見をお願いいたします。 ■■■■委員、お願いいたします。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>はい。■■■■です。 過去3年の地域別最賃と特定最低賃金の引上げ額の差が、元年が4円、令和2年が0円、令和3年が3円で、計7円でございます。この差額を埋める考えから、今年度の地域別最賃、30円の引上げ額の差7円を足した、「37円」を要求いたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございました。 使用者側委員の先生からも、ご意見をお願いいたします。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>はい。使用者側委員の■■■■です。 引き続き「37円」ということで、大変厳しいなと思っております。私どもの方も少し歩み寄りを考えたいと思っておりますが。 経団連の調査でございます今年の春の賃上げの結果が、2.27%の上昇率という数字になっております。 そこで、935円の2.27%で21.22円。切り捨てて、「21円」を提示させていただきたいと思っております。 よろしくお願いいたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。 労使双方からご意見をお伺いしましたが、それぞれのお考えがあ</p>

	<p>り、示された額につきましては、近づいてきてはいるものの、まだ開きがございます。</p> <p>特定最低賃金は、労使のイニシアティブ発揮により設定されるという性格のものでございます。</p> <p>この趣旨をお汲み取りいただいたうえで、ご意見をお願いしたいと思えます。</p> <p>労働者側委員の先生、ご意見いかがでしょうか。</p> <p>■■■■委員、お願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。■■■■です。</p> <p>ただいま部会長からもありましたとおり、近づいてきてはいるものの、まだ開きがあるといった状況にあります。</p> <p>このまま合意に至ることが難しいと考えておりますので、労使で話し合う時間を少しいただきたいと思えますが、是非ご検討をお願いしたいと思えます。</p>
部会長	<p>はい。ただいま労働者側委員の■■■■委員から、労使による協議の申出がございました。これについて、使用者側委員の先生方、ご意見はいかがでしょうか。</p>
使用者委員	<p>はい。使用者委員の■■■■です。</p> <p>やはり労使で、全会一致で決めたいなという気持ちが強く思っておりますので、少し労使お話し合いをさせていただきたいなと思えます。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>はい。使用者側委員の同意もございましたので、労使の協議を行っていただきたいと思えます。</p> <p>それでは協議のため、一時休会といたします。</p> <p>労使委員の先生方がお戻り次第、再開といたします。</p>
部会長	<p style="text-align: center;">【協議のため、休会】</p> <p>長時間のご協議お疲れさまでした。審議を再開いたします。</p> <p>労使協議を踏まえまして、まずは、労働者側委員の先生から、ご意見をお願いいたします。</p> <p>■■■■委員、お願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。■■■■です。</p>

まず、労使で協議をするお時間をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど労使協議した結果、引上げ額「30円」で合意をさせていただきました。その経過について、ポイントを絞ってご説明をさせていただきます。

まず労側「37円」、使側「21円」では合意ができないということもありましたので、労側から、特定最賃は地域別最賃を下回らない考えのもと、今年地域別最賃30円の引上げ率3.47%。935円かける3.47%で32.44円となるのですが、これを繰り上げて33円となります。この「33円」を要求いたしました。

これに対して使側は、過去に地域別最賃で目標とされたことがある3.0%。935円かける3.0%で28.05円となりますが、小数点を切り捨てまして、28円。「28円」の回答がございました。

次に労側から、輸送製造業の賃金は現在935円ですが、これを2年かけて1,000円の到達を目指して、現在の935円との差額、65円を2で除して、「32円」を要求いたしました。

これに対して使側は、地域別最賃の引上げ額を特定最賃が上回る考えはないということで、「29円」の回答がありました。

次に労側から、県内で働くすべての労働者へ適用される最低賃金の底上げにも繋げ、魅力ある群馬県とすることで人材の流出防止をし、県内企業の活性化に繋がると考えや、近隣県との格差を広げないためにも、地域別最賃にプラス1円の「31円」を要求しました。

これに対して使側は、労側が特定最賃は地域別最賃を上回ることをプライオリティとしているが、使側としては、特定最賃が地域別最賃を上回るとの考えはないということで、地域別最賃と同様の「30円」の回答がございました。

労側は、使側の考えも踏まえた歩み寄りに対して、これまでの労使関係も鑑みて、使側からの提示額「30円」ということで、合意となりました。

経過については以上となります。

部会長

ありがとうございました。

使用者側委員の先生からも、ご意見をお願いいたします。

使用者委員

はい。██████でございます。よろしく願いいたします。

ただ今、██████委員よりお話があった経過のとおりでございます。

なかなか厳しい上昇額と言えますが、最終的には労使の信頼関係の維持というところで、「30円」ということで決めさせていただきます。

部会長	<p>たということでありませす。 以上です。</p> <p>ありがとうございました。 ただいま、労働者側委員、使用者側委員の先生方からご発言がございました。 その他の労使委員の先生方、いかがでしょうか。 ご意見ございますでしょうか。</p>
	【特になし】
部会長	はい。公益の先生方、ご意見ございませんか。
	【特になし】
部会長	<p>はい。ご意見が出尽くしたようです。 まとめますと、労使委員のご意見は、本製造業の最低賃金額を現行の935円から「30円」引き上げ、時間額で965円とする、ということよろしいでしょうか。 ご異議はございませんか。</p>
	【異議なし】
部会長	<p>はい。各委員の先生方、異議なしとのことす。 よって、全会一致で議決いただいたことを確認いたしました。 ありがとうございました。 それでは、この後の手続につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。この後の手続について、ご説明いたします。 全会一致で議決をいただきましたので、「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」という、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用いたしまして、手続を行うこととなります。 つきましては、ただいまから報告書の（案）及び答申文の（案）をご用意いたしますので、少々お時間をいただきますようお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。承知いたしました。 それでは、一時休会といたします。</p>

	<p>【休会】</p> <p>【報告書（案）、答申文（案）を全員に配布】</p>
部会長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>事務局から、まずは報告書につきまして、ご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、今お配りしました報告書の（案）の方から、読み上げさせていただきます。</p>
	<p>【報告書（案） 朗読】</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>委員の先生方に、報告書の（案）を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。</p>
	<p>【異議なし】</p>
部会長	<p>はい。ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって群馬地方最低賃金審議会長あて、報告することといたします。</p> <p>続いて、答申文の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。答申文のご説明をいたします。</p> <p>本日は、全会一致で議決をいただきましたので、本専門部会の決議は審議会の決議となることから、答申文は審議会長名となっております。</p> <p>それでは、答申文の（案）を読み上げさせていただきます。</p> <p>なお、別紙は先ほどの報告書と同じでございますので、時間額のみ読み上げさせていただきます、その他の項目は省略させていただきます。</p>
	<p>【答申文（案） 朗読】</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員の先生方に、答申文の（案）を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。</p>

	【異議なし】
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって答申いたします。</p>
	【部会長より基準部長へ答申文を手交】
部会長	<p>はい。答申が無事終わりました。</p> <p>各委員の先生方のご協力により、全会一致で取りまとめをすることができました。</p> <p>大変ありがとうございました。</p> <p>今後の予定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。まずはご答申をいただきまして、ありがとうございました。</p> <p>ご答申をいただきましたことに対しまして、福永労働基準部長からご挨拶させていただき、その後に今後の予定をご説明いたします。</p>
基準部長	<p>労働基準部長の福永でございます。</p> <p>一言、ご挨拶申し上げます。</p> <p>ただいま、 部会長から令和4年度の輸送用機械器具製造業特定最低賃金の改定につきまして、ご答申をいただきました。</p> <p>本年度の特定最低賃金の改正につきましては、8月12日に諮問させていただきました。その後、委員の皆様には真摯なご議論を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>また、当専門部会の決議が、委員の皆様の合意に基づき、全会一致により行われましたことにつきまして、心より敬意を表する次第でございます。</p> <p>労働局といたしましては、この答申を踏まえ、新たな特定最低賃金の発効に向け、所要の手続きを進めてまいります。併せまして、多くの関係者の皆様に、最低賃金制度の一層の周知を図り、その履行確保に努めてまいります。</p> <p>最後に、委員の皆様のご尽力に、重ねて感謝を申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>それでは、今後の予定につきまして、2点ご説明いたします。</p> <p>1点目でございます。</p>

特定最低賃金の効力発生日につきましては、4業種同一日として
いるところでございます。

つきましては、4業種すべての専門部会において答申をいただいた
後に、異議申出の公示をさせていただきます。

異議申出があった場合には、11月15日(火)に審議会を開催し、
審議を行っていただく予定としております。

なお、異議申出がなく、官報公示の手続が順調に進んだ場合、効
力発生日は最短で12月29日となる予定でございます。ただし、
官報に掲載できる件数には限度があるため、諸事情により官報掲
載日がずれて、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご了承
いただきますようお願いいたします。

2点目でございます。

官報公示に際しまして、公示文は法令用語に準拠する必要があります
ので、答申内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われるこ
とがございます。

その際には、最低賃金審議会長にご相談申し上げ、ご承認をいた
だくことといたしますので、併せてご了承をいただきますようお願い
いたします。

以上でございます。

部会長

ありがとうございます。

今後の予定につきまして、説明がございました。

1点目は、効力発生日は他の3業種と合わせて同一日となるこ
と。また、今後官報公示の手続きを行うということですが、発効
は、順調にいつて12月29日となること。しかし、諸事情により
ずれ込む場合もあるとのこと。

2点目は、官報公示に際し、答申文の軽微な訂正の取扱いについ
てです。

以上2点について、事務局説明のとおりでよろしいでしょうか。

【異議なし】

部会長

ありがとうございました。

では、そのようにさせていただきます。

最後に、その他につきまして、事務局から何かございましたらお
願ひいたします。

事務局

特にございません。

部会長	<p>委員の先生方からは、何かございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>ご意見等ないようです。 それでは最後に確認をいたします。 本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われませんが、非公開事項はなしということでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>はい。非公開事項はなしと確認いたしました。ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。 これで、第2回特定最低賃金専門部会を閉会といたします。 ご審議誠にありがとうございました。</p>